

# 平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります



この制度は  
国が全国一律に定めた制度です

平成19年11月27日開催の愛媛県後期高齢者医療広域連合議会において決定した、後期高齢者医療制度に関する主なポイントについてお知らせします。

## 被保険者は・・・

愛媛県内に住む75歳以上の方および65歳以上で一定の障害がある方のすべてが、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

## 保険証は・・・

受診の際、今までは老人医療受給者証と保険証が必要でしたが、後期高齢者医療制度では原則保険証1枚で受診できます。老人医療制度で交付されていた医療受給者証は廃止されます。

病院で受診するときは保険証を必ず提示してください。

## 医療の給付は・・・

後期高齢者に対する医療給付については、新たに設けられる「高額医療・高額介護合算制度」以外は、これまでの老人保健や国民健康保険と同様の給付が受けられます。

また、各種申請については、これまでどおり各市町の担当窓口で受け付けます。

## 保険料は・・・

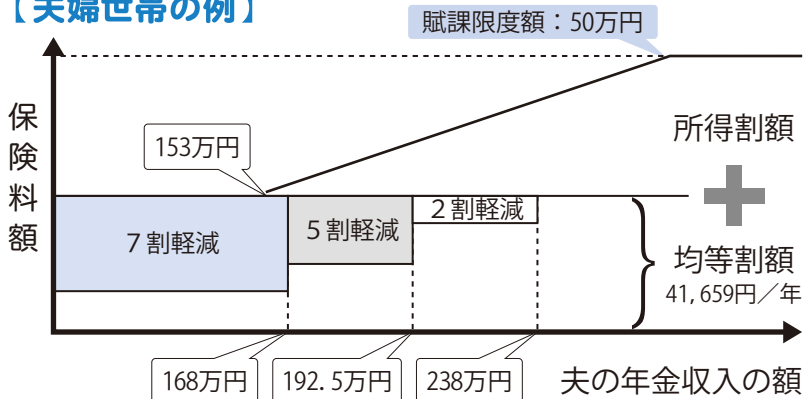
保険料は、定額部分である均等割額（41,659円／年）と所得に応じて計算される所得割額（所得割率7.85％）の合計額となり、所得の低い方には、均等割額が軽減（7割・5割・2割）されます。

また、国民健康保険では世帯単位で保険料が賦課されていましたが、後期高齢者医療では個人単位で保険料が賦課されます。

$$1人当たり保険料額 = 均等割額 (41,659円/年) + 1人当たり所得割額 (所得に応じて計算)$$

$$\text{被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等} \times \text{所得割率 (7.85\%)}$$

### 【夫婦世帯の例】



## 医療機関で診療を受けたときは・・・

病気やけがで保険医療機関を受診したとき、被保険者証を提示し、自己負担額を医療機関窓口で支払うことで、自己負担額を除いた医療費（7割または9割）を後期高齢者医療が負担します。

- ◆自己負担額 … 一般の方：1割  
現役並みの所得がある方：3割

## 自己負担額が高額になったときは・・・

1カ月に支払った医療費が高額となり、限度額を超えた場合は、申請によって限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。申請を一度行うと、次の高額療養費支給は申請の必要がありません。（現在の老人医療制度で既に申請をし、高額医療費を受けている方については、後期高齢者医療制度での新たな申請の必要はありません）

また、同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った医療費と介護保険サービス利用料の自己負担額との合計額が限度額を超えた場合は、申請によって限度額を超えた分が支給されます。

## 被保険者が亡くなったときは・・・

後期高齢者医療制度における被保険者の方が亡くなったときには、その方の葬祭を行った方に、2万円を葬祭費として支給します。

### 後期高齢者医療制度加入前に健康保険などの被保険者だった方の保険料の特別措置

- 加入から2年間は均等割が半額に軽減され、所得割が賦課されません。
- 平成20年4月から9月までは保険料負担を凍結し、同年10月から平成21年3月までは保険料を9割軽減します。

### 保険料の納付方法

保険料は原則として年金（年額18万円以上の方）から天引きされます。

年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、納付書等でお近くの金融機関などへ個別に納めます。

### 後期高齢者医療制度についてのお問い合わせ先

市庁舎本館国保医療課 医療係 TEL0897-52-1212 (直通)  
 東予総合支所市民福祉課 市民保険係 TEL0898-64-2700 内線153  
 丹原総合支所市民福祉課 市民生活係 TEL0898-68-7300 内線207  
 小松総合支所市民福祉課 市民生活係 TEL0898-72-2111 内線135